

群の仲間

2020年4月
No.287
東京土建
練馬支部

練馬区
中村北
1-6-2

TEL
03-3825-5522
FAX
03-3825-7547

サンドイッチ群会議をすませよう

君言のすめ方

集金→「群の仲間」読み合わせ・話し合い→集金

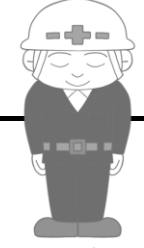
こんな時こそ組合の役割を発揮し くらしと仕事で困っている仲間へ手を差し伸べよう！



新型コロナウイルス感染拡大の対策として「3つの密」を回避するため、「群の仲間」の読み合わせはおこなわず、配布してご自宅で個々にお読みください。

👉 新型コロナウイルスの感染拡大で「緊急事態宣言」発令

新型コロナウイルスは世界規模で猛威を振るう中、日本においても感染者の増加が連日報道され、深刻な事態となっています。この状況を受け、4月7日に安倍首相から7都府県を対象に5月6日まで不要不急の外出自粛要請を柱とした「緊急事態宣言」が発令。同日に小池東京都知事も「緊急事態措置」を発し、具体策が示されました。



ご迷惑を
お掛けします

👉 東京土建の対策と練馬支部の対応について

☑ 東京土建「新型コロナウイルス対策本部」(方針)

東京土建一般労働組合としては、この間、状況に応じた対策を実施してきましたが、事態の深刻さを確認し、仲間のいのちと暮らしを守り不安を払拭する観点から、「緊急事態宣言」を真摯に受け止め、緊急事態宣言で指定する期間は、組合活動を自粛・延期します。組合民主主義を守る観点から、「緊急」「重要」な活動・会議のみ「3つの密」の回避と感染予防対策の徹底を条件に、最小限度の内容で取り組むよう努めます。

- ★5/6 までイベント・活動は中止
- ★会議は最小限度に文書発送で合意形成図る
- ★会議などは「3つの密」を回避し短時間化に努め、夜間開催もさけるよう努める
- ★緊急性を要さない会議は未開催とする
- ★交流会・飲み会は延期または中止、等

☑ 具体的な支部の対応

- ◆皆さんの不安解消と感染リスク軽減の観点から、諸手続については郵送を基本とし、相談など窓口対応につきましては電話による予約制を推奨させていただきます
 - ◆4月中の会議、行事は原則中止あるいは延期させていただきます
 - ◆専門部会は極力開催せず、どうしても開催が必要な場合は書類の説明など最小限にとどめさせていただきます
- 以上、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

👉 私たち仲間のくらしと仕事を守る手段



大変厳しい情勢のなか、大手現場をはじめ建設現場の閉所や資材等の供給難など、仲間の仕事上の困難さも表面化しています。そんななか組合では、「こんな時こそ東京土建」を前面に、感染予防法と併せて各種「給付」と「融資」制度を仲間へ知らせ、仲間のくらしと仕事を守っていく役割を発揮します。

↓ 感染しない・まん延させない予防法 ↓

- 密集・密閉・密着の「3つの密」を回避すること【予防度★★★★★】
- こまめな手洗い、うがい、アルコール消毒の徹底【予防度★★★★★】
- 風邪のような症状がある、体調が芳しくない、高齢者や基礎疾患をもっている、場合は活動を特に自粛する【予防度★★★★★】
- 栄養ある食事、十分な睡眠をとって抵抗力をつける【予防度★★★★★】
- マスクの着用【予防度★★★★★】

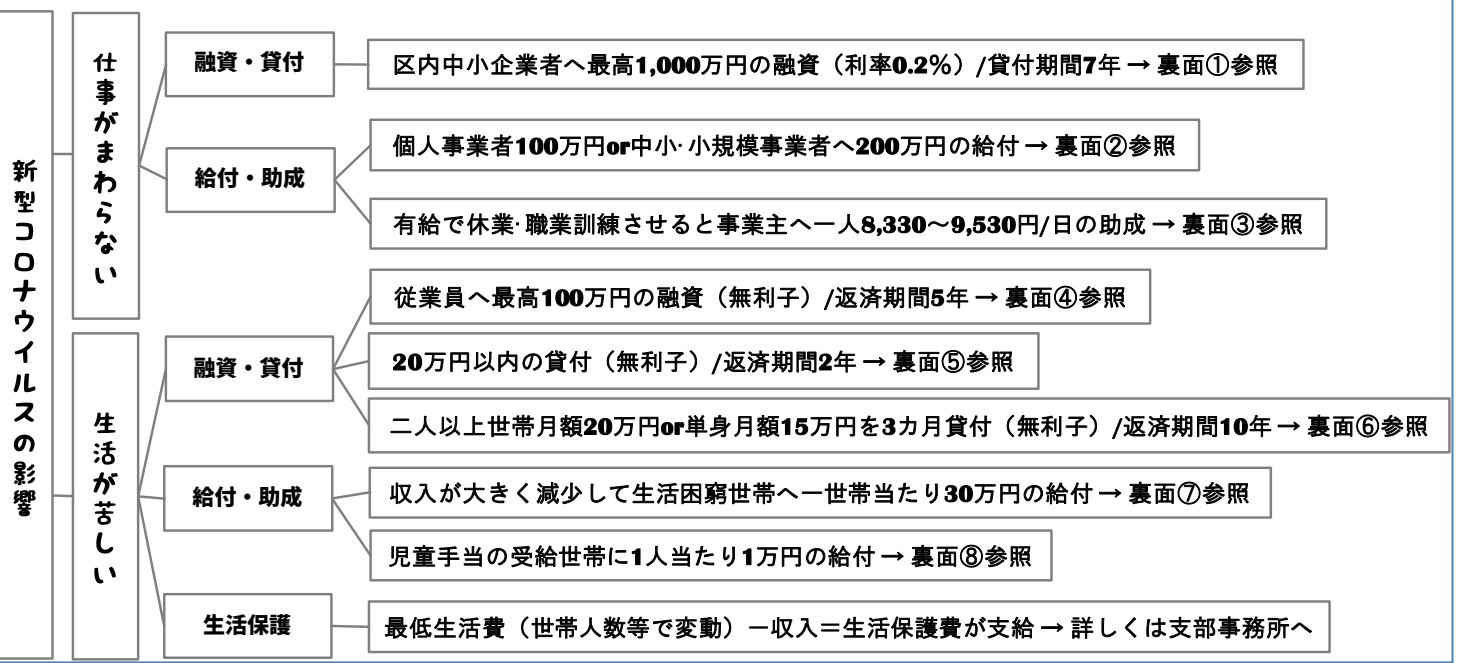


助成金 へ左上へつづく

↓ コロナの影響にともなう「給付金」「助成金」 ↓

新型コロナウイルスの影響による事業者や従事者、個人むけに「給付金」「助成金」「融資」「貸付」が随時開始されます(予定含むため変更の場合あり)。下記フローチャートで自分自身や仲間、事業所の仲間がそれぞれ当てはまる項目を選び、裏面①～⑧に詳細が記載されていますのでご参照ください。

新型コロナウイルスの影響で収入減・仕事減に対応する「給付金」「助成金」等 (2020.4.9作成)



* 混乱に乗じた詐欺等には十分お気をつけください。基本的に先方から連絡がくることはありません
* 少しでも不安やおかしいと感じたら、一呼吸おくためにも組合事務所までご連絡ください

☑ 「春の拡大(仲間増やし)月間」がスタート…

集まらなくても！一人でも！できる拡大運動

春の拡大月間は4月12日から5月末までの二ヶ月間で分会ごと組織人員の4%を目標に取りくみですが、新型コロナウイルスの感染予防の観点から4月中の拡大行動はすべて中止になってしまいました。5月以降も予測がつかないことから、「集まらなくても！」「一人でも！」「誰でも！」「誰でも！」できる拡大運動を「こんな時こそ」一人ひとりが力を合わせておこないましう。

← これなら出来るかな？ ☑ をつけよう ←

- ☑ 電話で知り合いの事業所に「新入職者情報」を聞いてみる
- ☑ 現場の仲間に「頼りになる東京土建」をすすめてみる
- ☑ 練馬支部に「組合未加入の仲間」を紹介してみる

この苦しい状況だからこそ、一人で不安を抱え悩んでいる組合に加入していない仲間は、皆さんのまわりにきつといます。

← 当てはまる未加入の仲間 ☑ をつけよう ←

- ☐ 区の国保料で困っている仲間
- ☐ 無料健診を受けたい仲間
- ☐ 一人親方労災が必要な仲間
- ☐ 厚生年金に悩んでいる仲間
- ☐ 資格が必要な仲間
- ☐ 仕事のつながりを広げたい仲間
- ☐ 融資・貸付をしたい仲間
- ☐ 独立・開業する仲間

詳しい説明や見積を支部からおこないますので支部事務所へ情報をお寄せください。



☆ 今月の「署名」協力をお願い ☆

👉 「都立・公社病院の独立行政法人化中止と…請願」署名…

都立病院と公社病院の地方独立行政法人移行を中止し、都民の命と暮らしを守るため医療体制を一層充実させることを求めて4～5月で署名にごくみします。…全員(5人連記)



★当面の予定★

4月					
		組合活動	機関会議	地域	その他
14	火	巣鴨駅宣	臨時執行委員会（中止）		
15	水	インボイス見直し国会議員要請(延期)			
16	木				
17	金	東京2陣地裁判決日（延期） 全国チラシ宣伝（延期）			
18	土		後六役会議		
19	日	だいこん行進（延期）			
20	月	拡大統一行動（中止）	納入日 財政部会		
21	火		（納入日予備日）	社保駅宣（中止）	
22	水	国会請願行動（中止）	書記局会議（中止）…終日通常どおり業務を行います		
23	木	大手企業交渉（本部対応）			
24	金	大手企業交渉（本部対応）	分会長会議（中止）		
25	土				
26	日	共済推進学習会（中止） 群三役学習会（中止）		ヒバクシャ署名行 動（中止）	
27	月	拡大統一行動（中止） 群三役学習会（中止）			
28	火	拡大統一行動（中止）	書記局会議…午後、事務所閉まります		
29	水	教宣小（中止） メーデー集中制作（中止）			
30	木	四役会議			
5月					
		組合活動	機関会議	地域	その他
1	金	メーデー（自主参加）			
2	土				
3	日	憲法集会（中止）			
4	月				
5	火				
6	水				
7	木	常任執行委員会			
8	金	執行委員会			
9	土	練馬子どもまつり(中止)	教宣部会		
10	日		六役会議		
11	月				
12	火		分会執行委		
13	水	国会請願行動	分会執行委		
14	木				
15	金				
16	土				
17	日	本部青年部大会			



4/28 の午後は書記局会議のため、支部事務所を閉めさせていただきます。ご協力お願いします。

▼裏面（融資・貸付・給付・助成）④▼

☑中小企業従業員むけ感染症緊急対策融資

感染症の影響に対応した中小企業従業員むけに、東京都との提携融資制度が中央労金で実施されています。

【融資金額】最高 100 万円（金利は都が補給するため実質無利子）
【内容】生活資金 【返済期間】最長 5 年
【制度概要】中央労金・東京都 【受付期間】～来年 3/31
【主な要件】現在の勤務先に 6 カ月以上勤務している、勤務先か住所のいずれかが都内、年間収入 800 万円以下、住民税を滞納していない、こと等
【受付】中央労金本店・各支店（池袋支店Tel03-3984-5201）

▲裏面（融資・貸付・給付・助成）⑤・⑥▲

☑新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少や失業等により生活に困窮し、生活維持のための貸付を必要とする世帯に無利子の特別貸付があります。

<福祉資金・緊急小口資金>

【貸付額】20 万円以内（1 週間程度で一括交付）
【利子】無利子 【連帯保証人】不要
【据置期間】1 年以内 【返済期間】2 年以内（24 回以内）
【内容】生活維持 【受付】居住地の市区町村社会福祉協議会

<総合支援資金・生活支援費>

【貸付額】二人以上…月額 20 万円 単身…月額 15 万円
【貸付期間】原則 3 カ月以内 【返済期間】10 年以内
【利子】無利子 【連帯保証人】不要 【据置期間】1 年以内
【内容】生活維持 【受付】居住地の市区町村社会福祉協議会
【問合せ】練馬区社会福祉協議会Tel03-3991-5566

■裏面（融資・貸付・給付・助成）⑦・⑧■

☑世帯や個人向け現金給付

感染拡大の影響で収入が大きく減少し、生活に困窮している人を支援するため、1 世帯当たり 30 万円の現金給付がされる予定ですが、現時点で給付の時期は決まっていません。

【給付金額】一世帯当り 30 万円 【内容】緊急経済対策給付
【受給方法】市区町村へ自己申請（インターネット申請も検討中）

☑児童手当の増額

子育て世帯を支援するため、児童手当の受給世帯に対し児童 1 人当たり 1 万円が上乗せされます（6 月予定／1 回限り）。

☑5月の「無料法律相談(弁護士対応)」

【とき】5 月 11 日（月）午後 3 時～練馬支部会館
【内容】仕事からプライベートまで何でも個別相談
【ところ】練馬支部会館 【申込】予約は支部担当者まで



★裏面（融資・貸付・給付・助成）①★

☑練馬区・新型コロナウイルス感染症対応特別貸付

新型コロナウイルスにより、事業活動に影響を受けている区内中小企業者等を支援するため、練馬区が「新型コロナウイルス感染症対応特別貸付」を実施しています。

【受付期間】実施中 【貸付限度額】運転資金 1,000 万円
【貸付期間】7 年以内 【利率】利用者負担 0.2%（区負担 1.8%）
【信用保証料】全額補助
【対象】①練馬区産業融資あっせんの普通貸付の要件を満たしていること、②新型コロナウイルス感染症の影響により直近 1 か月の売上額または利益率が、前年同月と比較して減少していること、等
【受付】練馬区産業経済部 経済課 融資係（産業プラザ・ココネリ 4 階ビジネスサポートセンター-Tel03-5984-2673）

◆裏面（融資・貸付・給付・助成）②◆

☑中小企業や個人事業主など対象持続化対象給付金

新型コロナウイルスの事業活動に影響を受けている中小企業などに、最大 200 万円の現金を給付する制度が設けられます。12 月までに売り上げが大きく減少する場合も対象となり、政府は 5 月中の給付開始をめざすとしています。

【受付期間】5 月給付開始予定
【給付金額】個人事業者は最大 100 万円、中小企業・小規模事業者は最大 200 万円
（支給額は売り上げの減少に応じた算出方法）
【主な要件】2020 年 1 月～12 月までのいずれかの月に売上が前年同月に比べ半分以上減少すること
【内容】緊急経済対策として給付金
【制度概要】経済産業省
【問合せ】中小企業庁 金融・給付金相談窓口Tel03-3501-1544

●裏面（融資・貸付・給付・助成）③●

☑従業員を抱える事業所へ雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

【助成金】有給で休業させた場合：8,330 円／日を上限
有給で職業訓練させた場合：9,530 円／日を上限
【内容】従業員の雇用維持に対する助成 【受付期間】実施中
【支給対象】雇用保険適用事業所／雇用保険被保険者
【受給期間】1 年で最大 100 日分、3 年で最大 150 日分
【制度概要】厚生労働省 【問い合わせ】各ハローワーク
【主な要件】最近 3 カ月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて 10%以上減少していること、等